

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域経済牽引事業（法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。）の促進を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用範囲)

第2条 市長は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までの間に、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について、当該家屋又は構築物に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り、固定資産税の課税を免除することができる。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税の免除を受けようとする者は、当該課税の免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者に係る固定資産税の課税の免除を決定するものとする。

(課税免除の変更の届出)

第5条 前条の規定による固定資産税の課税の免除の決定を受けた者は、第3条の規定による申請の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の決定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定による固定資産税の課税の免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税の免除の決定を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により第4条の規定による固定資産税の課税の免除の決定を受けたとき。
- (3) 承認地域経済牽引事業の廃止又は休止があったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の課税の免除を行うことが適当でないと認めるとき。

(長野市行政手続条例の適用除外)

第7条 この条例の規定による処分（長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第2条第1項第3号に規定する処分をいう。）については、同条例第2章（第7条を除く。）及び第3章（第12条を除く。）の規定は、適用しない。

(準用規定)

第8条 この条例に規定するもののほか、第2条の家屋若しくは構築物又は土地に係る固定資産税については、長野市市税条例（昭和42年長野市条例第2号）の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。